

社会福祉法人 ひだまり
「地域密着型特別養護老人ホームわが家ひだまり」運営規程
【指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業】

第一章 総則

（施設の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ひだまり（以下「法人」という。）が設置する地域密着型特別養護老人ホームわが家ひだまり（以下「施設」という。）において実施する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者又は医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員（以下「職員」とする）が入所者に対して適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設は、入居者個々の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 施設の職員は、入居者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身の機能維持、並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

3 入居者の自立的な生活を保障する居室と少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室によって構成される場所で居宅における生活に近い日常生活の中で支援を行う。

4 事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者、その他、地域の保健・福祉・医療サービスを提供する者と連携に努めるものとする。

5 事業の実施に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 前5項のほか、「米原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」（平成25年米原市条例第3号）及び「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準等を定める条例」（平成25年度滋賀県条例第16号）を定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 地域密着型特別養護老人ホーム わが家ひだまり
- （2）所在地 滋賀県米原市本郷 603 番地 1

(利用定員及び居室数)

第4条 事業所の入居定員は、29名の全室個室とし、各ユニットにおいては、入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 3ユニット

(2) ユニットごとの入居定員 ほたる家：9名

ばいか家：10名

みしま家：10名

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

(施設の勤務時間)

第5条 施設の日勤時間帯と夜勤時間帯は、次のとおりとする。

日勤時間帯 10：30～18：30

夜勤時間帯 18：30～10：30

第二章 人員

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 施設長 (管理者) 1名 (常勤)

施設長は、施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名 (常勤)

生活相談員は、入居者の入退居、生活相談、援助の企画立案実施に関する業を行う。

(3) 介護職員 9名以上 (常勤9名以上)

介護職員は、入居者の日常生活の介護・介助及び支援の業務を行う。

(4) 看護職員 1名以上 (常勤1名以上)

看護職員は、入居者の診療の補助、看護、保健衛生と医薬品、医療器具の保管に関する業務を行う。

(5) 介護支援専門員 1名 (常勤)

介護支援専門員は、入居者の介護支援に関する業務を行う。

(6) 栄養士 1名 (常勤)

栄養士は、入居者の栄養指導、健康管理と保健衛生、給食計画、調理員の指導に関する業務を行う。

(7) 医師 1名 (非常勤)

医師は、入居者の診療、健康管理及び保健衛生管理指導に関する業務を行う。

(8) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、入居者の機能回復、機能維持に努め、必要な訓練及び指導

に関する業務を行う。

- 2 前項で定める者のほか、施設長が必要と認め、それを理事長が承認したときは、その他の職員及び数を超えて置くことができる。

第三章 運営

（内容及び手続きの説明と同意）

- 第7条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者又はその家族の同意を得ることとする。

（受給資格等の確認）

- 第8条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めることとする。

（入居）

- 第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。
- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

（退居）

- 第10条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退居のために必要な支援を行う。
- 2 施設は、職員により、入居者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（入退居記録の記載）

第 11 条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

（介護の取扱方針）

第 12 条 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行う。

- 2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービス上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は、前項の身体的拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行う。
- 6 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 13 条 施設を利用するに当たって、入居者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、また暴力行為その他、他の入居者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。なお、これらにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を事業所は講じることとする。

- 2 外出・外泊を行う際には必ず外出簿に必要事項を記載することとする。
- 3 事業者は、事業者の職員、実習生、ボランティア（以下「職員等」という）が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関する契約を解約することができる。

（１）身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員等が回避したため危害を免れたケースを含む）

【例】

- ・包丁（刃物）を向ける
- ・首を絞める
- ・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
- ・ひっかく、つねる
- ・服を引きちぎる
- ・手を払いのける
- ・唾を吐く

- ・物を投げつける

(2) 精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為

【例】

- ・無視し続け、サービス提供ができない
- ・奇声、大声を発する
- ・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
- ・職員等にいやがらせをする
- ・気に入っている職員等以外のサービスを拒否する
- ・刃物を胸元からちらつかせる
- ・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
- ・業務終了後も要望を次々と出される
- ・契約業務以上のサービスを強要する
- ・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
- ・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
- ・「盗人」と言い続ける
- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
- ・利用料金を数か月滞納し、「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

(3) セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

【例】

- ・必要もなく手や腕を触る
- ・抱きつく
- ・ヌード写真を見せる
- ・あからさまに性的な話をする
- ・卑わいな言動を繰り返す
- ・職員等の衣服等に手を入れる

(4) その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

【例】

- ・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）
- ・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる
- ・インターネット上に、誹謗・中傷を掲載する
- ・職員等に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うこと（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により規制されている

行為)

- ・特定の職員等に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

第四章 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額

(地域密着型施設介護サービス計画の作成)

第14条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家庭に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型老人福祉施設入居者介護の内容、指定地域密着型老人福祉施設入居者介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文章により入居者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入居者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」とい

う。)に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入居者に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入居者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入居者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- 12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

(介護内容)

第 15 条 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、一週間に二回以上、入居者の心身の状況、意向を踏まえて適切な方法により入浴、又は清拭を行う。

- 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行う。

- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入居者の排泄状況を踏まえて支援を行う。

- 5 施設は褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

- 6 施設は、前各項のものの他、入居者に対し、離床・着替え・整容等の支援を適切に行う。

- 7 施設は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。

- 8 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 16 条 入居者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し生活習慣を尊重した適切な時間に提供する。基本的食事時間は次の通りとする。

(1) 朝食 午前 7 時 30 分から

(2) 昼食 午後 12 時から

(3) 夕食 午後 18 時から

- 2 食事の提供は、入居者の意思を尊重し、また、心身の状況に配慮した上で、可能な限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう援助する。

（機能訓練）

第 17 条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（健康管理）

第 18 条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。

（入居者の入院期間中の取扱い）

第 19 条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

（相談及び援助）

第 20 条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の支援を行う。

- 2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な支援を行う。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な支援を行う。

（社会生活上の便宜の供与）

第 21 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション等行事を行う。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

（会 議）

第 22 条 施設運営上、業務の円滑な運営と相互の連携を図るため、幹部職員会議、職員会議、給食会議、行事会議、研修会議等を必要に応じて開催する。

(利用料)

第 23 条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

第 24 条 施設は前条第 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入居者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。

(1) 居住費 3,200 円/日

(2) 食費 1,900 円/日

(3) 入院外泊時(7 日目以降) 3,200 円/日

(4) 理美容代 実費

(5) 日常生活日のうち、入居者が負担することが適当と認められもの 実費

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にはあらかじめ入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。

3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。

第五章 その他

(協力病院)

第 25 条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第 26 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(掲示)

第 27 条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

（秘密の保持）

第 28 条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。

（苦情の処理）

第 29 条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び施設内に掲示する等により入居者及びその家族に周知する。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じる。
- 3 施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第 30 条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

（緊急時等の対応）

第 31 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（非常災害・感染症対策・業務継続計画）

第 32 条 非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとする。

- 2 非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとする。。
- 3 消防計画及び業務継続計画等について定期的に職員に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画の変更を行うものとする。

（記録の整備）

第 33 条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入居者の処遇の状況に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

（人権擁護・虐待防止）

第 34 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- ①人権の擁護・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - ②人権の擁護・虐待の防止等のために必要な体制整備
 - ③その他人権の擁護・虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携）

第 35 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項）において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会」を設ける。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

（委 任）

第 36 条 この規程に定める事項のほか、施設の運営について必要がある場合は、「米原市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年米原市条例第 3 号）及び滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム

の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例 16 号）によるほか、この規定の趣旨、目的に反しない範囲で社会福祉法人ひだまりと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
3. この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
4. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
7. この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。
8. この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。